第九十九号議案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十九日

提出者　江戸川区長　多　田　正　見

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第一章の二　公園の設置目標及び公園施設の設置基準（第二条の二―第二条の二の四）
第一章の三　区以外の者の公園施設の設置等（第二条の三―第二条の五）
第二章　公園の占用及び施設の利用（第三条―第六条の四）
第三章　公園の管理（第七条―第八条の三）
第三章の二　工作物等の保管の手続等（第八条の四―第八条の八）
第四章　雑則（第九条―第十三条の四）
第五章　罰則（第十四条―第十六条）
第六章　委任（第十七条）
附則

第一章の二を次のように改める。

第一章の二　公園の設置目標及び公園施設の設置基準

（住民一人当たりの公園の敷地面積の目標）

第二条の二　法第三条第一項の条例で定める公園の住民一人当たりの敷地面積の目標は、五平方メートル以上とする。

（公園の配置及び規模の目標）

第二条の二の二　公園を設置する場合においては、法第三条第一項の規定によりそれぞれの公園の特質に応じて分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定める。

一　主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、及びその敷地面積は、〇・二五ヘクタールを目標として定める。

二　主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、及びその敷地面積は、二ヘクタールを目標として定める。

三　主として区内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び区の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、及びそれぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷

地面積を定める。

２　主として休息又は鑑賞の用に供することを目的とする公園等（前項各号に掲げる公園以外の公園をいう。）を設置する場合においては、それぞれの設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。

（公園施設の設置基準）

第二条の二の三　法第四条第一項の条例で定める割合（一の公園に公園施設（区以外の者が設置するものを含む。次条において同じ。）として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合をいう。）は、百分の二とする。

（公園施設の建築面積の基準の特例）

第二条の二の四　動物園を設ける場合その他都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「令」という。）第六条第一項で定める特別の場合において、法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は次のとおりとする。

一　令第六条第一項第一号に掲げる建築物（休養施設、運動施設、教養施設及び備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設をいう。）に限り、当該公園の敷地面積の百分の十を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

二　令第六条第一項第二号に掲げる建築物（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により指定又は登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物、景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により指定された建築物、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の規定により指定された建築物をいう。）に限り、当該公園の敷地面積の百分の二十を限度として、前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

三　令第六条第一項第三号に掲げる建築物（屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものをいう。）に限り、当該公園の敷地面積の百分の十を限度として、前条又は前二号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

四　令第六条第一項第四号に掲げる建築物（仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三号に規定する建築物を除く。）をいう。）に限り、当該公園の敷地面積の百分の二を限度として、前条又は前三号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第二条の二の四の次に次の章名を付する。

第一章の三　区以外の者の公園施設の設置等

第六条の二の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条中「公園施設」の下

に「（使用料を伴うものをいう。次項、次条及び第六条の四において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　前項に規定する公園施設の開館又は開場時間並びに休館日又は閉場日は、規則の定めるところによる。

第六条の三中「区長」を「第十三条の二の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第十三条の二中「区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に改める。

第十六条中「罰するの」を「罰する」に改める。

付　則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（説明）

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の改正に伴い、住民一人当たりの公園の敷地面積の目標、公園の配置及び規模の目標並びに公園施設の設置基準を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。